

# フォーラム関西規程

2011年3月28日制定

2014年10月10日改正

2016年7月8日改正

## 第1章 総則

### 第1条（名称及び所在地）

本会はフォーラム関西と称し、その所在を一般社団法人電気設備学会関西支部事務局内に置く。

### 第2条（目的及び活動方針）

本会は、一般社団法人電気設備学会関西支部の活動として、電気設備技術者の交流、活動、研鑽の場を作り、技術的な更なる発展のための刺激を提供することを目的とし、次の基本方針に基づき勉強会等の活動を行なう。

- (1) 知的好奇心を育む勉強会とする。（サロンのな堅苦しくない場）
- (2) 若手電気設備技術者の育成を図る活動とする。
- (3) 産・官・学のコミュニケーションを図る活動とする。
- (4) 電気設備の枠にとらわれない自由な活動とし、各種の提案、情報発信も行なう。

## 第2章 会員の構成

### 第3条（入会資格）

本会の会員は、原則として一般社団法人電気設備学会の正会員及び准会員とし、又は運営委員会が認める者で、電気設備技術者を以て組織する。

### 第4条（入会）

本会に入会を希望する者は、その旨を運営委員会に申し出、その許可を得ることとする。

### 第5条（退会）

本会を退会する者は、その旨を運営委員会に申し出ることにより退会とする。また、本会の開催案内の配信に対し、2回連続で返信のない者は申し出の有無にかかわらず退会したとみなす。

## 第3章 運営委員会並びに委員の委嘱

### 第6条（運営委員会）

本会に勉強会等のテーマの選定、開催計画及び実施、運営の審議等を行う運営委員会を設置する。運営委員会は、委員長・幹事委員並びに運営委員若干名及び一般社団法人電気設備学会関西支部技術部会長・同関西支部庶務幹事で構成する。但し、一般社団法人電気設備学会の会員がオブザーバとして運営委員会に参加することを妨げない。

#### 第7条（運営委員会の委員）

運営委員会には次の委員を置く。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 委員長 1名
- (2) 幹事委員 若干名
- (3) 運営委員 若干名

#### 第7条の2（運営委員会の委員長の委嘱）

運営委員会の委員長は、一般社団法人電気設備学会関西支部長が委嘱する。

#### 第7条の3（運営委員会の幹事委員と運営委員の委嘱）

幹事委員と運営委員は、委員長が委嘱する。

#### 第8条（委員の職務）

委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会の代表として会を総括し、運営委員会の議長となる。
- (2) 幹事委員は、委員長を補佐し、委員長有事の際はその代行をする。

### 第4章 運営

#### 第9条（事務局）

本会の運営事務は事務局が行なうものとし、関西支部事務局担当会社の者がその職を負い、次の役割を果たす。

- (1) 本会及び運営委員会の開催計画、招集
- (2) 勉強会等の案内、調整

#### 第10条（運営）

本会は運営委員会の開催計画に基づき開催する。運営委員会は必要に応じて開催する。

#### 第11条（会場）

本会及び運営委員会の会場は、原則として会員所属会社の会議室を借用するが、状況により貸し会議室を利用することができる。

#### 第12条（会計）

本会の開催費用は、原則として関西支部事業費により運営するが、意見交換会等の費用は、参加者から参加費として若干徴収する。

#### 第13条（勉強会等）

勉強会等のテーマ及び講師は、運営委員が立案・計画し、そのテーマに適した講師を選定し依頼する。また会員自らもその業務の成果や専門技術等について発表することを妨げない。

### 第5章 規程の改廃

#### 第14条（規程の改廃）

本規程について改訂の必要が生じた時は、運営委員会で立案、作成し、支部役員会の議決を経て改廃する。

## 附 則

- 1 本規程は、2011年3月28日に制定し、同日から施行する。
- 2 本規程は、規程番号の変更及び規程の見直し等により、2016年7月8日に改正し、同日から施行する。